

社会福祉法人恵の園福社会

役員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵の園福社会（以下「法人」という。）の役員の報酬と費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(調整措置)

第2条 この法人の施設経営する施設の長（以下「施設長」という。）及び職員が、法人の役員を兼ねる場合は、その兼ねる法人の役員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 法人の役員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところによる。ただし、法人の役員が法人事務所の所在地における理事会等の召集に応じた場合の旅費の額は、原則として定額支給とし、法人事務所の所在地より片道 20km 未満は 2 千円、21～50km 未満は 4 千円、51km 以上は 7 千円を支給することとする。
- 3 施設長及び職員が法人の役員を兼ねる場合において支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところによる。

(理事会への委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、法人の役員の報酬と費用弁償に関して必要な事項は、理事会で定める。

附則

1. この規程は 2008 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は 2019 年 5 月 23 日から施行する。